

沖縄労働局 発表
平成 24 年 4 月 27 日

担 当	沖縄労働局総務部企画室
	室長 仲間 久雄
	室長補佐 嘉手納 尚 (労働紛争調整官 嘉数 剛)
	電話： 098-868-4403

総合労働相談件数（23年度計）は過去最多を更新

—今年4月より「パワハラ相談員」を沖縄労働局に配置—

■ポイント■

平成 23 年度（4 月～3 月）に沖縄労働局管内の総合労働相談コーナーに寄せられた相談件数は **9,739 件** と過去最多となった。また、個別労働紛争相談（個々の労働者と事業主との間のトラブルのうち労働基準法など労働関係法令の違反を伴わないもの）のうち、助言・指導は **266 件**、あっせんは **86 件** と高止まり傾向で推移している。

さらに、今年 4 月 6 日より沖縄労働局企画室に職場のパワーハラスメント（パワハラ）問題を担当する「パワハラ相談員」を 1 名配置しており、利用を呼びかけている。

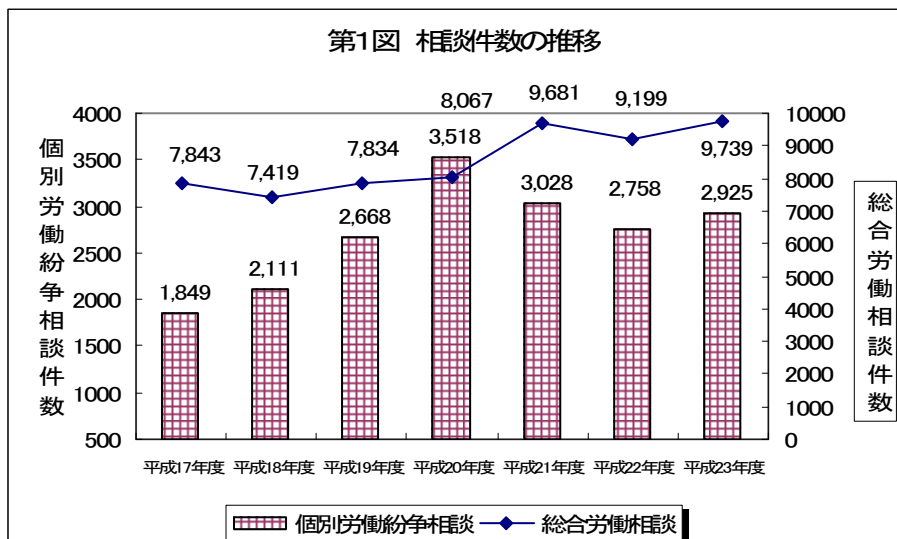
1. 総合労働相談件数 : **9,739 件**（対前年比 5.9%増）
2. 個別労働紛争相談（民事労働紛争） : **2,925 件**（対前年比 6.0%増）
 - 労働局長の助言指導 : **266 件**（対前年比 11.2%減）
 - 紛争調整委員会によるあっせん : **86 件**（対前年比 13.9%減）

県内総合労働相談コーナー（沖縄労働局及び各労働基準監督署内に設置。電話番号は以下のとおり。）

局：868-6060、那覇：868-8008、沖縄：982-1400、名護：0980-52-2691、
宮古：0980-72-2303、八重山：0980-82-2344

I 相談受付状況（第1図参照）

総合労働相談コーナー等に寄せられた平成23年度の労働相談は、9,739件（対前年比540件増、5.9%増）で、このうち、労働関係法上の違反を伴わない、解雇、労働条件の引き下げ等のいわゆる民事上の「個別労働紛争」に関する相談は、2,925件（対前年比167件増、6.0%増）であった。



【総合労働相談の内容等】

- (1) 労働相談の種類別件数は、①「法令制度の問い合わせ」が5,197件（53.3%）、②「個別労働紛争」が2,925件（30.0%）、③「法施行事務(行政指導関係)」が1,250件（12.8%）であった。
- (2) 労働相談の内容別件数は、①「労働条件関係」が8,152件（83.7%）、②「その他（いじめ嫌がらせ含む）」が1,444件（14.8%）、③「募集採用関係」が105件（1.0%）、④「女性問題関係」が38件（0.4%）であった。

(注) 総合労働相談コーナー

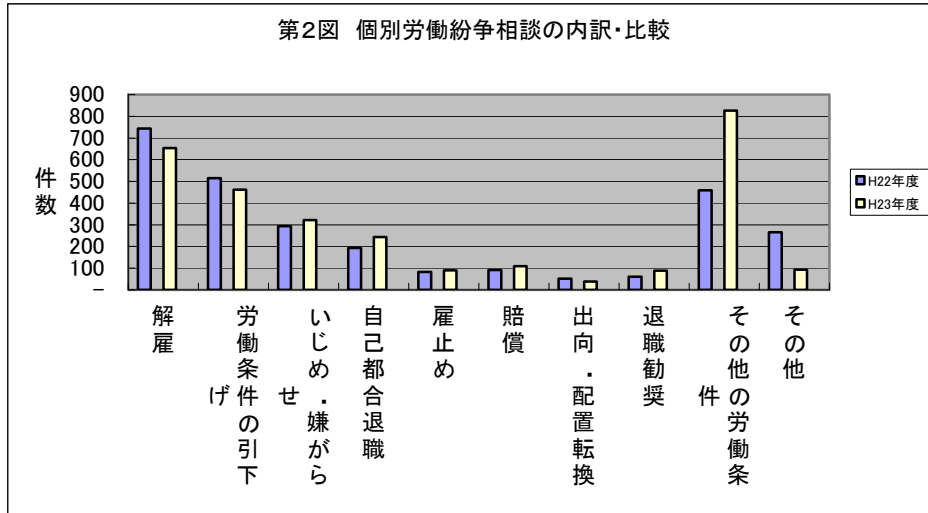
個別労働関係紛争が発生する原因の中には、単に法令や判例を知らないもの、誤解に基づくものが多くみられます。そのため、労働問題について関連情報を入手したり相談をすることにより、紛争に発展することを未然に防止、または早期に解決することができます。

このため、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づいて、沖縄労働局管内6箇所（宮古、八重山は平成21年4月1日より新規設置）に「総合労働相談コーナー」を設置して総合労働相談員を配置しています。

総合労働相談コーナーでは、労働条件、募集・採用、いじめ・嫌がらせ等労働問題に関するあらゆる分野についての労働者、事業主からのご相談を専門の相談員が、面談あるいは電話でお受けしています。

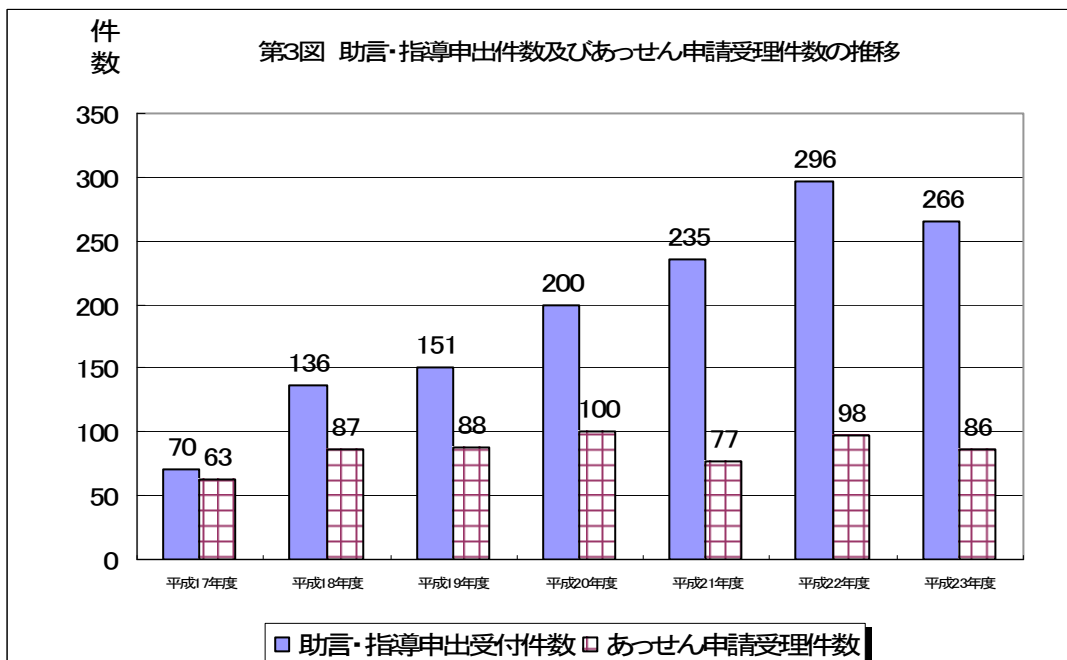
II 民事上の「個別労働紛争」に係る相談の内容（第2図参照）

紛争の内容は、①「解雇」が653件（91件減）、②賃金等の「労働条件の引き下げ」が462件（53件減）、③「いじめ・嫌がらせ」が321件（28件増）、④「自己都合退職」が244件（51件増）であった。「その他の労働条件」とは分類に該当しないもので、例えば「現在の労働条件に納得できない」等現在の処遇への問い合わせのような事案である。



Ⅲ 労働局長による「助言・指導」及び紛争調整委員会による「あっせん」の状況（第3図参照）

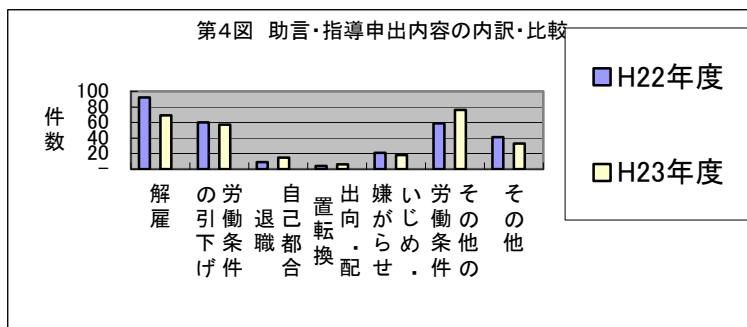
「助言・指導」の申出受付件数は、266件（対前年比30件減、11.2%減）、「あっせん」の申請受理件数は、86件（対前年比12件減、13.9%減）であった。



1 労働局長による助言・指導の状況（第4図参照）

「助言・指導」の申出の主な内容は、①「解雇」が69件（23件減）、②「労働条件の引き下げ」が57件（3件減）、③「いじめ・嫌がらせ」が18件（3件減）、であった。

また、申出人は労働者が255人（95.8%）、労働組合のない事業場は178件（66.9%）であった。



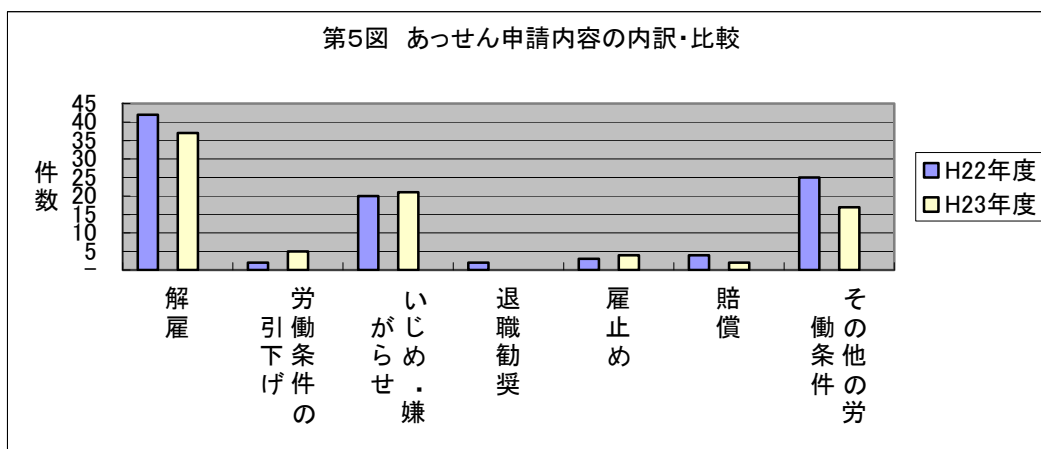
「助言・指導」に係る手続きを終了した件数は、264 件（前年度受理を含む）で、そのうち助言・指導を実施した件数は 254 件（解決 173 件：解決率 68.1%）であった。

処理に要した期間は、1 カ月以内が 252 件（95.4%）となっており、迅速な処理が行われた。

2 紛争調整委員会によるあっせんの状況（第5図参照）

あっせんの申請の主な内容は、①解雇が 37 件（5 件減）、②いじめ・嫌がらせが 21 件（1 件増）、③労働条件の引き下げが 5 件（3 件増）であった。

また、申請のうち、申請人は労働者が 85 人（98.8%）、労働組合のない事業場は 63 件（73.2%）であった。



あっせんの手続きを終了した件数は、87 件(前年度受理を含む)で、このうち合意が成立したものは 21 件(24.1%)、あっせんを打ち切ったものは 58 件(66.6%)であった(参加率：28 件、32.1%)。

処理に要した期間は、1 カ月以内が 69 件(79.3%)、1 カ月を超え 2 カ月以内が 17 件(19.5%)となっている。

(注) あっせんとは、紛争当事者の間に第三者(紛争調整委員会の委員)が入り、双方の主張の要点を確かめ、双方に働きかけ、場合によっては両者が採るべき具体的なあっせん案を提示するなど、紛争当事者間の話し合いを促進することにより、紛争の円満な解決を図ります。